

山本食品工業株式会社に対する警告書の発送について⑤

令和2年10月16日

岩下食品株式会社（本社：栃木県栃木市、代表取締役社長：岩下 和了、以下「当社」といいます。）は、山本食品工業株式会社（本社：埼玉県行田市、以下「山本食品工業」といいます。）に対し、山本食品工業が販売する一部商品のパッケージデザインが、当社が販売する「岩下の新生姜」の一部商品のパッケージデザインと複数の点で同一であることを指摘し、山本食品工業の一部商品の商品名称及びパッケージデザインの使用停止を求める通知書を、令和元年11月20日付で送付し、以降、山本食品工業からの回答の受領とそれに対する通知書の送付を実施して参りました。その経緯の詳細については、本リリース末尾の〈これまでの経緯〉をご覧ください。

今般、当社は、山本食品工業が、その回答書において再三にわたり当社商品との混同を否定していることに鑑み、実績のある第三者機関に依頼し、当社商品と山本食品工業による模倣品との混同可能性について、調査を実施いたしました。この調査は、第三者機関が無作為抽出した対象者に実施した中立かつ厳正なものです。

調査結果については、当社ホームページに掲載しております。

URL: https://iwashita.co.jp/news/201015_questionnaire-results/

当社は、この調査結果が、これまでの「お客様が当社商品と山本食品工業の商品とを混同することは考えられない」「当社に寄せられるお客様の声は、匿名性や当社代表者のファンからのものであることから、模倣の根拠にはならない」といった山本食品工業の主張が誤りであることを裏付けるものであると判断し、その結果を当社ホームページに掲載し、幅広く周知するとともに、改めて商品名称及びパッケージデザインの使用停止を求める通知書を、令和2年10月14日に再度送付いたしました。

当社は、山本食品工業による一部商品の販売による不利益が、当社のお客様だけでなく、小売業者にまで及んでいることから、当業界全体のモラルを改善し、各社の商品力による公正な市場競争が行われることを期待して、一連の警告を実施しております。

今後も当社はお客様に質の高い価値ある当社商品をお届けすべく、顧客サービスの向上と当社ブランド価値の維持研鑽に努めてまいりますので、引き続きご愛顧の程宜しくお願い致します。

<これまでの経緯>

令和元年 11 月 20 日	通知書送付①	山本食品工業の一部商品の商品名称及びパッケージデザインの使用停止を求める旨通知
令和元年 11 月 28 日	回答書受領①	山本食品工業の新生姜商品は、当社商品である「岩下の新生姜」を模倣しておらず、お客様が混同することがないことが明らかとの回答
令和元年 12 月 19 日	通知書送付②	当社に寄せられた、混同、誤認が生じたとのことのお客様からの声をもとに、再度商品の類似性、混同が生ずることを述べ、使用停止を求める旨通知
令和 2 年 1 月 22 日	回答書受領②	消費者が、当社商品と山本食品工業の商品とを混同することは考えられない旨の回答
令和 2 年 3 月 4 日	通知書送付③	お客様より寄せられた、お客様が損害を受けているという生の声に加えて、当社が新生姜を開発し、長年にわたり世の中に広めてきたという事実に基づき再度通知
令和 2 年 3 月 30 日	回答書受領③	お客様からの声は山本食品工業による模倣の根拠とはならない旨の回答、及び当社ホームページ掲載の警告実施の告知リリースの削除要求
令和 2 年 4 月 20 日	通知書送付④	小売店の売場においても当社と山本食品工業の商品を混同する事例が発生している事実、当社が権利侵害を警告している時期にもかかわらず別の模倣品を販売している事実等を指摘
令和 2 年 5 月 22 日	回答書受領④	小売店の売場での陳列方法について山本食品工業は関知しないこと、及び当社お客様の声は模倣の根拠にはならない旨の回答

なお、本件についてのお問い合わせは、下記にお願い申し上げます。

弁護士法人内田・鮫島法律事務所
岩下食品株式会社代理人
弁護士・弁理士 森下 梓

〒105-0001
東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号
虎ノ門ツインビルディング東棟 16 階
TEL : 03-5561-8550 (代表)
FAX : 03-5561-8558